

も、通常違法とはならないとされています。

取次の場合は、間の取次業者は、物流や代金回収の責任はあるものの、実質的な販売者はメーカーであると認められるということが前提です。

このように、委託販売や取次の場合は、いずれも実質的にはメーカーが販売していると見られますので、このような場合についてはメーカーが価格を決めることができるということで、ある意味当然だともいえます。

③ 選択的流通制度

これは、ヨーロッパでは広く認められている制度であり、流通取引ガイドラインにおいては、事業者が自社の商品を取り扱う流通業者に関して、ある一定の基準を設定し、当該基準を満たす流通業者に限定して商品を取り扱わせ、当該流通業者に対し、自社の商品の取り扱いを認めた流通業者以外の流通業者への転売を禁止する制度とされています。一定の基準を満たす業者、例えば高品質な商品を取り扱うという評判を有している小売業者を通じて販売することで、当該商品が高品質だという評判を確保することなどが目的です。

ただ、どんな場合でも認められるわけではなく、流通業者に関して設定される基準が、当該商品の品質の保持、適切な使用の確保等、消費者の利益の観点からそれなりの合理的な理由に基づくものと認められ、流通業者によって基準を変えることなく、許可する事業者については、同じ条件、同じ基準で決めるということが必要とされています。

その結果として、特定の安売り業者等が基準を満たさず、当該商品を取り扱うことができなかったとしても、その場合は問題ないとされています。

(4) まとめ

再販売価格の拘束が違反行為にならないケースというのは限定的ではある一方、いくつかの場面で認められていることができます。

- ・「正当な理由」がある場合
- ・委託販売
- ・取次
- ・選択的流通制度

「正当な理由」がある場合と認められるハードルは高いものの、フリーライドや新型コロナウイルス感染症流行時のケースなど、時流に応じた判断もあり得る要件であるため、今後も注目していく必要があります。

委託販売や取次に関しては、実質的にメーカーが販売していると評価できるかどうか、選択的流通に関しては、消費者の利益の観点からそれなりの合理的な理由に基づくものといえるかどうか、経済状況や取引に関する事情、市場の状況、商品の状況など、具体的な事情や状況を踏まえて判断することになります。

堂島法律事務所ウェビナー

堂島法律事務所では、様々なトピックを題材とした無料ウェビナーを毎月開催しています。30分・オンラインで気軽に聴講いただけますので是非ご参加ください。

第17回「2025年株主総会の動向と対応について」

講師：弁護士 矢野 亜里紗

開催日時：2025年4月14日（月）15時00分～15時30分

昨今、電子提供制度やバーチャル株主総会の導入などにより、株主総会のデジタル化が進んでいるほか、新NISAの影響等による個人株主数の増加など、株主総会を取り巻く状況の変化を受けて、各企業の株主総会への対応方法も徐々に変動をしています。

そこで、本セミナーでは、2025年の株主総会に向けて、同年1月開催の株主総会の状況を中心に、現在の動向を踏まえた株主総会の対応について、その概要をご説明させていただきます。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_wsWRa38FTkS-4H5Fh6RBww

